



日本赤十字社

輸血情報

診療報酬特別号 1804

輸血情報(診療報酬特別号 1604)の改訂版

輸血用血液製剤の診療報酬及び薬価・医薬品コード・ レセプト電算コード等について -平成30年4月現在-

※輸血等に関連する主な項目についての記載しており、詳細については厚生労働省の告示及び通知等をご確認ください。

● 輸血等に関連する診療報酬

● 改定部分: 赤字

【検査料】

検査項目		区分番号	点数	注釈
患者の血液型検査	ABO式及びRh式	K920	54点	輸血に伴って行った費用として輸血料に加算する。
	ABO血液型亜型	D011	260点	—
	ABO血液型関連糖転移酵素活性	D011	191点	—
Rh(その他の因子)血液型		D011	156点	同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
患者の不規則抗体検査		K920	197点	検査回数にかかわらず1月につき輸血料に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合 ^{注1)} にあつては、1週間に1回に限り、輸血料に加算する。
		D011	159点	輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)、「K898」帝王切開術又は「K912」異所性妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。 また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。 この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴がある患者又は妊娠歴がある患者のいずれに該当するかを記載する。
抗血小板抗体		D011	262点	—
HLA型適合血小板輸血に伴う患者のHLA型検査	クラスⅠ(A、B、C)	K920	1,000点	●検査回数にかかわらず一連につき輸血料に加算する。 ●白血病又は再生不良性貧血の場合であつて、抗HLA抗体のために血小板輸血に対して不応状態となり、かつ、強い出血傾向を呈するものに限る。 ◇適応血小板数：白血病患者は概ね2万/mm ³ 以下 再生不良性貧血患者は概ね1万/mm ³ 以下
	クラスⅡ(DR、DQ、DP)		1,400点	
血液交叉(適合)試験		K920	30点	●輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、1回(血液バッグ1バッグごと)につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。 ●コンピュータクロスマッチ加算は、「輸血療法の実施に関する指針」(改定版)(平成26年11月)を遵守してコンピュータクロスマッチを実施した場合に算定する。
間接クームス検査			47点	
コンピュータクロスマッチ			30点	
直接Coombs試験		D011	34点	—
HIV-1抗体		D012	116点	●輸血(自己血輸血を除く)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無にかかわらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り算定できる。 ●他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様に算定できる。 ●診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
HIV-1,2抗体定性又は半定量 ^{注2)} 、 HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性又は定量			118点	
HIV-1,2抗体定量 ^{注2)}			127点	
HBs抗原定性・半定量 ^{注3)}		D013	29点	患者から1回に採取した血液を用いてD013区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目 290点 ロ 4項目 360点 ハ 5項目以上 447点 ※HbC抗体半定量・定量とHbC-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
HBs抗体定性、HBs抗体半定量 ^{注4)}			32点	
HBs抗原、HBs抗体			88点	
HbC抗体半定量・定量*			141点	
HbC-IgM抗体*			146点	
HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白 ^{注5)}			111点	
HE-IgA抗体定性			210点	
HBV核酸定量 ^{注6)}		D023	279点	HBVコア関連抗原(HBcrAg)と同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

注1) 頻回に輸血を行う場合とは、週1回以上、当該月で3週以上にわたり行われるものである。

注2) HIV-1,2抗体定性、同半定量、及びHIV-1,2抗体定量は、LA法、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。

注3) HBs抗原定性・半定量は、免疫クロマト法、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。

注4) HBs抗体半定量は、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。

注5) HCVコア蛋白は、EIA法又はIRMA法による。

注6) HBV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。

【血漿成分製剤(＝新鮮凍結人血漿)の輸注に伴う注射料】

注射料	年齢	輸注量	区分番号	点数	注釈
点滴注射	6歳以上	500mL未満	G004	49点 (入院以外)	●1日につき算定する。 ●血漿成分製剤の注射を行う場合であって、1回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明 ^{注7)} を行ったときは、当該注射を行った日に限り、50点を 所定点数 に加算する。 ●点滴注射及び中心静脈注射の回路にかかる費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ●6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、次のとおり 所定点数 に加算する。 点滴注射：45点、中心静脈注射：50点 ●中心静脈注射の費用を算定した患者については、同一日に行われた点滴注射の費用は算定しない。 ●血漿成分製剤の輸注に当たっては、「『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』の一部改正について」(平成26年11月12日薬食発1112第12号) 及び「『血液製剤の使用指針』の改定について」(平成29年3月31日薬生発0331第15号) を遵守するよう努めるものとする。
		500mL以上		97点	
	6歳未満	100mL未満		49点 (入院以外)	
		100mL以上		98点	
中心静脈注射			G005	140点	

注7) ・1回目の輸注を行う際(当該患者に対して複数回の輸注を行う場合は概ね1週間毎)に、患者(医師の説明に対して理解が困難と認められる小児又は意識障害者等)にあっては、その家族等)に対して、輸注の必要性、副作用、輸注方法及びその他の留意点等について説明する。

・説明に用いた文書については、患者(医師の説明に対して理解が困難と認められる小児又は意識障害者等)にあっては、その家族等)から署名又は押印を得た上で、当該患者に交付するとともに、その文書の写しを診療録に貼付することとする。

・緊急その他やむを得ない場合は、輸注後に説明を行った場合も算定できるが、この場合輸注後速やかに行うこととする。

・血漿成分製剤とは、新鮮液状血漿及び新鮮凍結人血漿等をいい、血漿分画製剤(アルブミン製剤、グロブリン製剤等)は含まれないが、血漿成分製剤に準じ、患者に対して輸注の必要性等の説明を行うよう努めること。

【血漿交換療法料】

血漿交換療法料	区分番号	点数	注釈
血漿交換療法	J039	4,200点	●1日につき算定する。 ●血漿交換療法を夜間(午後6時以降)に開始し、終了した時間が午前0時以降であっても、1日として算定する。ただし、夜間に開始し、12時間以上継続して行った場合は、2日として算定する。 ●劇症肝炎、血栓性血小板減少性紫斑病、重度血液型不適合妊娠、その他規定された疾患の患者に対して、遠心分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により有害物質等を除去する療法(血漿浄化法)を行った場合に算定できるものであり、必ずしも血漿補充を要しない。

【自己血貯血及び自己血輸血、希釈式自己血輸血に伴う輸血料】

輸血料	年 齢	貯血量又は輸血量	区分番号	点 数	注 釈	
自己血貯血	液状 保存	6歳以上	K920	250点	●輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明^{※8)}を行った場合に算定する。 ●自己血の輸血量には抗凝固液の量は含まれないものとする。 ●自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。 ●自己血輸血は、当該保険医療機関において手術を行う際に予め貯血しておいた自己血(自己血貯血)を輸血した場合において、手術時及び手術後3日以内に輸血を行ったときに算定できる。 ●自己血輸血を算定する単位としての血液量は、採血を行った量ではなく、手術開始後に実際に輸血を行った1日当たりの量である。なお、使用しなかった自己血については、算定できない。 ●自己血を採血する際の採血バッグ並びに輸血する際の輸血用回路及び輸血用針の費用並びに自己血の保存に係る費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。なお、自己血の採血に伴うエリスロポエチンに係る注射実施料については、自己血貯血の所定点数とは別に算定する。 ●6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。	
		6歳未満				体重1kgにつき4mLごとに
	凍結 保存	6歳以上		500点		
		6歳未満				体重1kgにつき4mLごとに
自己血輸血	液状 保存	6歳以上		K920		750点
		6歳未満				
	凍結 保存	6歳以上				1,500点
		6歳未満				
自己血輸血 希釈式	6歳以上	K920	1,000点		●当該保険医療機関において手術を行う際、麻酔導入後から執刀までの間に自己血の採血を行った後に、採血量に見合った量の代用血漿の輸液を行い、手術時予め採血しておいた自己血を輸血した場合に算定できる。 ●希釈式自己血輸血を算定する単位としての血液量は、採血を行った量ではなく、手術開始後に実際に輸血を行った1日当たりの量である。なお、使用しなかった自己血については、算定できない。 ●6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。	
	6歳未満					体重1kgにつき4mLごとに

【輸血に伴う輸血料】（新鮮凍結血漿以外の輸血用血液製剤）

輸血料	輸血量 ^{注9)} 又は照射量	区分番号	点数	注釈
保存血液輸血	1回目(最初の200mL)	K920	450点	●輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明 ^{注8)} を行った場合に算定する。 ●6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。 ●輸血量は、1日における実際に輸血を行った総量又は原材料として用いた血液の総量のうちいずれか少ない量により算定する。例えば、200mLの血液から製造された30mLの血液成分製剤については30mLとして算定し、200mLの血液から製造された230mLの保存血及び血液成分製剤は200mLとして算定する。 ●血小板濃厚液の注入は、保存血液輸血の点数により算定する。なお、血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結血漿等)は注射の部において取り扱われる。 ●輸血と補液を同時に行った場合は、輸血の量と、補液の量は別々のものとして算定する。 ●輸血セット、輸血用針は所定点数に含まれるものとする。 ●輸血に伴って血液を保存する費用は所定点数に含まれるものとする。 ●輸血に当たっては、「〔輸血療法の実施に関する指針〕及び〔血液製剤の使用指針〕の一部改正について」(平成26年11月12日薬食発1112第12号)及び「〔血液製剤の使用指針〕の改定について」(平成29年3月31日薬生発0331第15号)を遵守するよう努めるものとする。
	2回目(以降200mLごとに)		350点	
○成人の場合の具体例 一連の輸血の1日目 200mLまで 450点 200mLを超え400mLまで 800点 400mLを超え600mLまで 1,150点 一連の輸血の2日目以降 200mLまで 350点 200mLを超え400mLまで 700点 400mLを超え600mLまで 1,050点				
血液照射	400mLごとに	M005	110点	●輸血後移植片対宿主病予防のために輸血用血液に対して放射線照射を行った場合に算定する。 ●放射線を照射した血液製剤を使用した場合は、当該血液照射は別に算定できない。 ●血液照射を行った血液のうち、実際に輸血を行った1日当たりの血液量についてのみ算定する。 ●血液照射に当たっては、「〔輸血療法の実施に関する指針〕及び〔血液製剤の使用指針〕の一部改正について」(平成26年11月12日薬食発1112第12号)及び「〔血液製剤の使用指針〕の改定について」(平成29年3月31日薬生発0331第15号)その他の関連通知及び関係学会から示されている血液照射についてのガイドラインを遵守するよう努めるものとする。
○血液照射の具体例 400mL以下 110点 400mLを超え 800mLまで 220点 800mLを超え1,200mLまで 330点				
交換輸血		K920	5,250点	●1回につき算定する。 ●6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
血小板洗浄術		K920	580点	●血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、所定点数に加算する。 ●血液・造血器疾患において、副作用の発生防止を目的として、血小板濃厚液を置換液等で洗浄操作した上で血漿成分を除去し輸血を行った場合に算定する。 ●血小板洗浄術の実施に当たっては関係学会の定めるガイドラインを遵守する。

注8) ・文書により輸血の必要性、副作用、輸血方法及びその他の留意点等について、輸血を行う際に患者本人に対して行うことを原則とするが、医師の説明に対して理解ができないと認められる患者(例えば小児、意識障害者等)については、その家族等に対して説明を行うことが必要である。
・患者への説明は、当該患者に対する一連の輸血につき1回行うものとする。なお、この場合、「一連」とは、概ね1週間とする。ただし、再生不良性貧血、白血病等の患者の治療において、輸血の回復の必要性が明らかである場合はこの限りではない。
・説明に用いた文書については、患者(医師の説明に対して理解が困難と認められる小児又は意識障害者等)にあっては、その家族等)から署名又は押印を得た上で、当該患者に交付するとともに、その文書の写しを診療録に貼付することとする。
・緊急その他事前に説明を行うことが著しく困難な場合は、事後の説明でも差し支えないものとする。

注9) 1回目は、一連の輸血における最初の200mLの輸血をいい、2回目とはそれ以外の輸血をいう。なお、算定に当たっては、200mLを単位とし、200mL又はその端数を増すごとに所定点数を算定する。

【造血幹細胞採取及び移植に伴う輸血料】

輸血料	種類		区分番号	点数	注 釈	
造血幹細胞採取 ^{注10)注11)}	骨髓採取	同種移植	K921	21,640点	●一連につき算定する。 ●同種移植における造血幹細胞提供者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。 ●造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として所定点数を加算する。	
		自家移植		17,440点		
	末梢血幹細胞採取	同種移植		21,640点		
		自家移植		17,440点		
造血幹細胞移植 ^{注11)}	骨髓移植	同種移植 ^{注12)}	K922	66,450点	●同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、所定点数により算定した点数を加算する。 ●造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として所定点数を加算する。 ●6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。 ●造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。 ●造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定費用は、所定点数に含まれる。 ●臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 ●抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。 ●同種移植の場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算として、10,000点を所定点数に加算する。 ●骨髓及び末梢血幹細胞移植については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する。	
		自家移植 ^{注13)}		25,850点		
	末梢血幹細胞移植	同種移植 ^{注12)}		66,450点		
		自家移植 ^{注13)}		30,850点		
	臍帯血移植			66,450点		

注10) 造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定出来る。なお、骨髓の採取に係る当該骨髓穿刺を行った場合は、区分番号「D404」骨髓穿刺及び区分番号「J011」骨髓穿刺の所定点数を別に算定できない。

注11) ・造血幹細胞採取(臍帯血移植を除く。)を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取した造血幹細胞を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法により算定する。
・造血幹細胞採取(臍帯血移植を除く。)を行った医療機関と造血幹細胞移植を行った保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、造血幹細胞移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

注12) ・同種移植とは、ヒト組織適合性抗原が概ね一致する提供者の造血幹細胞を移植する場合をいう。
・同種移植の所定点数は、適合する造血幹細胞提供者の情報検索連絡調整に係る費用やコーディネート中断後の再ドナー候補者に対する追加確認検査(HLA検査等)といった安全管理の追加費用等、造血幹細胞移植の実施に必要な費用の一部も含めて評価したものである。
・同種移植の対象疾患は、白血病、再生不良性貧血、骨髓異形成症候群、重症複合型免疫不全症等である。
・同種移植の請求に当たっては、造血幹細胞移植者の診療報酬明細書の摘要欄に造血幹細胞提供者の療養上の費用に係る合計点数を併せて記載するとともに、造血幹細胞提供者の療養に係る所定点数を記載した診療報酬明細書を添付する。

注13) 自家骨髓移植、自家末梢血幹細胞移植の対象疾患は、化学療法や放射線療法に感受性のある白血病等の悪性腫瘍である。

【輸血用血液製剤一覧】

	販売名*1 (一般名)	略号	規格・単位	改定 薬価(円)	旧 薬価(円)	薬価基準収載 医薬品コード	レセプト電算処理 システム用コード	製剤 コード	算定用 容量(mL)
全血製剤	人全血液-LR「日赤」 (Ⓜ) (人全血液)	WB-LR-1	血液200mLに由来する 血液量 1袋	8,160		6341403X5020	620004744	0116012	200
		WB-LR-2	血液400mLに由来する 血液量 1袋	16,320		6341403X6026	620004745	0116002	400
	照射人全血液-LR「日赤」 (Ⓜ) (人全血液)	Ir-WB-LR-1	血液200mLに由来する 血液量 1袋	8,881		6341404X3021	620004679	0136012	200
		Ir-WB-LR-2	血液400mLに由来する 血液量 1袋	17,757		6341404X4028	620004680	0136002	400
血液成分製剤	赤血球液-LR「日赤」 (人赤血球液)	RBC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	8,402		6342405X3031	621772801	0223012	140
		RBC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	16,805		6342405X4038	621772901	0223002	280
	照射赤血球液-LR「日赤」 (人赤血球液)	Ir-RBC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	8,864		6342410X3032	621772001	0243012	140
		Ir-RBC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	17,726		6342410X4039	621772101	0243002	280
	洗浄赤血球液-LR「日赤」 (洗浄人赤血球液)	WRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	9,470		6342408X5020	622190901	0253512	140
		WRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	18,940		6342408X6026	622191001	0253502	280
	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」 (洗浄人赤血球液)	Ir-WRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	10,036		6342415X5020	622191501	0263512	140
		Ir-WRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	20,072		6342415X6026	622191601	0263502	280
	解凍赤血球液-LR「日赤」 (解凍人赤血球液)	FTRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	15,636		6342403X5027	622191101	0340012	*3
		FTRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	31,273		6342403X6023	622191201	0340002	*3
	照射解凍赤血球液-LR「日赤」 (解凍人赤血球液)	Ir-FTRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球 1袋	16,043		6342413X5020	622191701	0370012	*3
		Ir-FTRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球 1袋	32,085		6342413X6027	622191801	0370002	*3
	合成血液-LR「日赤」	BET-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球に血漿約60mLを 混和した血液 1袋	13,499		6342402X5022	622191301	0293012	150
		BET-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球に血漿約120mLを 混和した血液 1袋	26,997		6342402X6029	622191401	0293002	300
	照射合成血液-LR「日赤」	Ir-BET-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球に血漿約60mLを 混和した血液 1袋	14,065		6342414X5025	622191901	0393012	150
		Ir-BET-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球に血漿約120mLを 混和した血液 1袋	28,128		6342414X6021	622192001	0393002	300

【輸血用血液製剤一覧(つづき)】

	販売名*1 (一般名)	略号	規格・単位	改定 薬価(円)	旧 薬価(円)	薬価基準収載 医薬品コード	レセプト電算処理 システム用コード	製剤 コード	算定用 容量(mL)
血液成分製剤	新鮮凍結血漿-LR「日赤」120 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR120	血液200mL相当に 由来する血漿 1袋	8,955		6342406X7031	621772601	0420012	120
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」240 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR240	血液400mL相当に 由来する血漿 1袋	17,912		6342406X8038	621772701	0420002	240
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」480*2 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR480	480mL 1袋	23,617		6342406X9026	622192101	0424152	480
	濃厚血小板-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	PC-LR-1	1単位 約20mL 1袋	7,801		6342401X1030	621609201	0530012	20
		PC-LR-2	2単位 約40mL 1袋	15,601		6342401X2037	621609301	0530002	40
		PC-LR-5	5単位 約100mL 1袋	39,863		6342401X3033	621609401	0530152	100
		PC-LR-10	10単位 約200mL 1袋	79,402		6342401X4030	621609501	0530172	200
		PC-LR-15	15単位 約250mL 1袋	119,091		6342401X5036	621609601	0530182	250
		PC-LR-20	20単位 約250mL 1袋	158,789		6342401X6032	621609701	0530192	250
	照射濃厚血小板-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	Ir-PC-LR-1	1単位 約20mL 1袋	7,875		6342411X1034	621602201	0540012	20
		Ir-PC-LR-2	2単位 約40mL 1袋	15,749		6342411X2030	621602301	0540002	40
		Ir-PC-LR-5	5単位 約100mL 1袋	40,100		6342411X3037	621602401	0540152	100
		Ir-PC-LR-10	10単位 約200mL 1袋	79,875		6342411X4033	621602501	0540172	200
		Ir-PC-LR-15	15単位 約250mL 1袋	119,800		6342411X5030	621602601	0540182	250
		Ir-PC-LR-20	20単位 約250mL 1袋	159,733		6342411X6036	621602701	0540192	250
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	PC-HLA -LR-10	10単位 約200mL 1袋	95,283		6342409X1037	621609801	0570172	200
		PC-HLA -LR-15	15単位 約250mL 1袋	142,925		6342409X2033	621609901	0570182	250
		PC-HLA -LR-20	20単位 約250mL 1袋	190,566		6342409X3030	621610001	0570192	250
	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	Ir-PC-HLA -LR-10	10単位 約200mL 1袋	96,025		6342412X1039	621602801	0580172	200
		Ir-PC-HLA -LR-15	15単位 約250mL 1袋	143,854		6342412X2035	621602901	0580182	250
		Ir-PC-HLA -LR-20	20単位 約250mL 1袋	191,496		6342412X3031	621603001	0580192	250
	照射洗浄血小板-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	Ir-WPC-LR	10単位 約200mL 1袋	79,875		6342417X1023	622487001	0590172	200
	照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」*2 (人血小板濃厚液)	Ir-WPC -HLA-LR	10単位 約200mL 1袋	96,025		6342418X1028	622487101	0595172	200

*1 薬価基準収載名
 *2 成分採血由来製剤
 *3 実際の容量によりご算定ください。

※この度の改定では、輸血用血液製剤の薬価は変更されておりません。

【その他】

診療報酬点数項目		区分番号	点数	注 釈
術中術後自己血回収術	濃縮及び洗浄を行うもの	K923	5,500点	●自己血回収器具によるもの。 ●併施される手術の所定点数とは別に算定する。 ●使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。 ●開心術及び大血管手術で出血量が600mL以上（ただし、12歳未満の患者においては10mL/kg）の場合並びにその他無菌的手術で出血量が600mL以上（ただし、12歳未満の患者においては10mL/kg）の場合（外傷及び悪性腫瘍の手術を除く。ただし、外傷のうち骨盤骨折、大腿骨骨折等の閉鎖骨折に対する手術においては算定できる。）に、術中術後自己血回収術を算定する。 ●術中術後自己血回収セットとは、術野から血液を回収して、濃縮及び洗浄を行い、又は濾過を行い、当該手術の際に患者の体内に戻す一連の器具をいう。 ●「濃縮及び洗浄を行うもの」については、術中術後自己血回収セットを用いて血液の濃縮及び洗浄を行った場合に算定する。 ●「濾過を行うもの」については、術中術後自己血回収セットを用いて血液の濾過を行った場合に算定する。
	濾過を行うもの		3,500点	
自己生体組織接着剤作成術		K924	4,340点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。
自己クリオプレシペート作製術（用手法）		K924-2	1,760点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシペートを用いた場合に算定する。
特定保険医療材料			材料価格	注 釈
輸血用血液フィルター（カリウム除去用）			5,010円	●薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（56）採血又は輸血用器具」であって、一般的名称が「カリウム吸着除去用血液フィルター」であること。 ●輸血する際に、赤血球製剤からカリウムを吸着・除去するために使用するフィルター又はフィルターを含む回路であること。

●【参考】輸血管理料

●改定部分：赤字

【輸血管理料】 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。また、輸血製剤が適正に使用されている場合には輸血適正使用加算として、貯血式自己血輸血を実施した場合には貯血式自己血輸血管理体制加算として同区分に従い所定点数に加算する。

種類	区分番号	点数	施設基準
輸血管理料Ⅰ	K920-2	220点	1.当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置されていること。 2.当該保険医療機関の輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること。 3.当該保険医療機関の輸血部門において、輸血用血液製剤及びアルブミン製剤（加熱人血漿たん白を含む。）の一元管理がなされていること。 4.次に掲げる輸血用血液検査が常時実施できる体制が構築されていること。 ABO血液型、Rh(D)血液型、血液交叉試験又は間接Coombs検査、不規則抗体検査 5.輸血療法委員会が設置され、年6回以上開催されるとともに、血液製剤の使用実態の報告がなされる等、輸血実施に当たっての適正化の取組がなされていること。 6.輸血前後の感染症検査の実施又は輸血前の検体の保存が行われ、輸血に係る副作用監視体制が構築されていること。 7.5.6及び血液製剤の使用に当たっては、「『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』の一部改正について」（平成26年11月12日薬食発1112第12号厚生労働省医薬食品局長通知）を遵守し適正に実施されていること。特に、血液製剤の使用に当たっては、投与直前の検査値の把握に努めるとともに、これらの検査値及び患者の病態を踏まえ、その適切な実施に配慮されていること。
		110点	1.当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に責任を有する常勤医師を配置していること。 2.当該保険医療機関の輸血部門において、専任の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること。 3.当該保険医療機関の輸血部門において輸血用血液製剤の一元管理がなされていること。 4.輸血管理料Ⅰの施設基準のうち、4から7までの全てを満たしていること。
輸血適正使用加算		120点	新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.54未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。なお、新鮮凍結血漿及びアルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値は次により算出すること。 ①赤血球濃厚液の使用量 ②新鮮凍結血漿の全使用量 ③血漿交換療法における新鮮凍結血漿の使用量 ④アルブミン製剤の使用量 ⑤血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量 (②－③)/2/①＝0.54未満、(④－⑤)/①＝2未満
		60点	新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.27未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。なお、新鮮凍結血漿及びアルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値は次により算出すること。 ①赤血球濃厚液の使用量 ②新鮮凍結血漿の全使用量 ③血漿交換療法における新鮮凍結血漿の使用量 ④アルブミン製剤の使用量 ⑤血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量 (②－③)/2/①＝0.27未満、(④－⑤)/①＝2未満
体制加算 輸血管理 自己血 貯血式			50点

●輸血管理料は輸血療法の安全かつ適正な実施を推進する観点から、医療機関における輸血管理体制の構築及び輸血の適正な実施について評価を行うものである。

●輸血管理料は、赤血球濃厚液（浮遊液を含む。）、血小板濃厚液若しくは自己血の輸血、又は新鮮凍結血漿若しくはアルブミン製剤の輸注を行った場合に、月1回を限度として算定する。

●アルブミン製剤の使用量は、使用重量(g)を3で除して得た値を単位数とする。また、自己血輸血については、輸血量200mLを赤血球濃厚液1単位相当とみなし、赤血球濃厚液の使用量として計上する。さらに、新鮮凍結血漿については、輸血量120mLを1単位相当とみなす。

注14)「関係学会から示された指針」とは日本自己血輸血学会の貯血式自己血輸血実施指針を指す。

注15)「その旨が登録されている」とは、現時点では、学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している学会認定・自己血輸血責任医師認定証が交付され、当該認定証が確認できる場合を指すものとする。